

離島等供給特例承認申請書

(電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置)

2025年6月11日

東北電力ネットワーク株式会社

離島等供給特例承認申請書

東北電NWNWS企第2号
2025年6月11日

経済産業大臣 武藤 容治 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号
東北電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 高野 広充

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2025年7月1日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

別 紙

離島等供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（2025年3月14日届出。以下「低圧離島約款」といいます。ただし、当該低圧離島約款が届出により変更された場合は、変更後のものをいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（2025年3月14日届出。以下「高圧離島約款」といいます。ただし、当該高圧離島約款が届出により変更された場合は、変更後のものをいいます。）にもとづき低圧または高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)、(3)および(4)の場合を除き、2025年7月の検針日から2025年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、低圧離島約款の臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (4) 検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

低圧離島約款の燃料費調整とは、低圧離島約款15（定額電灯）(4)もしくは低圧離島約款20（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、低圧離島約款16（従量電灯）(1)ニ、低圧離島約款19（臨時電灯）(1)ハ、低圧離島約款24（臨時電力）(3)イもしくは低圧離島約款25（農事用電力）(2)ハによって算定された金額、低圧離島約款26（深夜電力）(1)ホにおける1契約についての金額、または低圧離島約款16（従量電灯）(2)ニもしくは(3)ホ、低圧離島約款17（時間帯別電灯）(1)ホもしくは(2)ホ、低圧離島約款18（季節別高負荷率電灯）(4)、低圧離島約款19（臨時電灯）(2)ハもしくは(3)ロ、低圧離島約款20（公衆街路灯）(2)ニ、低圧離島約款21（低圧高稼動契約）(5)、低圧離島約款22（低圧電力）(5)、低圧離島約款23（低圧季節別時間帯別電力）(4)、低圧離島約款24（臨時電力）(3)ロ、低圧離島約款25（農事用電力）(1)ハ、低圧離島約款26（深

夜電力) (2)ニ, 低圧離島約款27 (融雪用電力) (1)へもしくは(2)ニ, 低圧離島約款附則4 (深夜電力Cのお客さまについての特別措置) (4), 低圧離島約款附則5 (時間帯別電灯Sのお客さまについての特別措置) (5), 低圧離島約款附則6 (ピークシフト季節別時間帯別電灯のお客さまについての特別措置) (5)の電力量料金において, 燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

高圧離島約款の燃料費調整とは, 高圧離島約款別表3(1)にもとづき燃料費調整額, 市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって燃料費等調整額を算定する場合において, 燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

低圧離島約款において, 2 (適用期間) に定める適用期間における, 低圧離島約款 15 (定額電灯) (4)もしくは低圧離島約款 20 (公衆街路灯) (1)口の電灯料金もしくは小型機器料金, 低圧離島約款 16 (従量電灯) (1)ニ, 低圧離島約款 19 (臨時電灯) (1)ハ, 低圧離島約款 24 (臨時電力) (3)イもしくは低圧離島約款 25 (農事用電力) (2)ハによって算定された金額, 低圧離島約款 26 (深夜電力) (1)ホにおける1契約についての金額, または低圧離島約款 16 (従量電灯) (2)ニもしくは(3)ホ, 低圧離島約款 17 (時間帯別電灯) (1)ホもしくは(2)ホ, 低圧離島約款 18 (季節別高負荷率電灯) (4), 低圧離島約款 19 (臨時電灯) (2)ハもしくは(3)ロ, 低圧離島約款 20 (公衆街路灯) (2)ニ, 低圧離島約款 21 (低圧高稼動契約) (5), 低圧離島約款 22 (低圧電力) (5), 低圧離島約款 23 (低圧季節別時間帯別電力) (4), 低圧離島約款 24 (臨時電力) (3)ロ, 低圧離島約款 25 (農事用電力) (1)ハ, 低圧離島約款 26 (深夜電力) (2)ニ, 低圧離島約款 27 (融雪用電力) (1)へもしくは(2)ニ, 低圧離島約款附則4 (深夜電力Cのお客さまについての特別措置) (4), 低圧離島約款附則5 (時間帯別電灯Sのお客さまについての特別措置) (5), 低圧離島約款附則6 (ピークシフト季節別時間帯別電灯のお客さまについての特別措置) (5)の電力量料金は, 低圧離島約款に定める燃料費調整によらず, 燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1(2)ロ(イ), (ロ)または(ハ)により算定される場合は, 別表 (燃料費調整) 1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし, 燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1(2)ロ(ニ)により算定される場合は, 別表 (燃料費調整) 1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 燃料費等調整

高圧離島約款において, 2 (適用期間) に定める適用期間における燃料費等調整額は, 高圧離島約款別表3 (燃料費等調整) (2)に定める燃料費調整によらず, 燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1(2)ロ(イ), (ロ)または(ハ)により算定される場合は, 別表 (燃料費調整) 1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし, 燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1(2)ロ(ニ)により算定される場合は, 別表 (燃料費調整) 1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

6 そ の 他

その他の事項については、低圧離島約款または高圧離島約款に定めるところによるものといたします。

別表（燃料費調整）

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0259$$

$$\beta = 0.2563$$

$$\gamma = 0.8915$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 低圧離島約款 15（定額電灯）、低圧離島約款 16（従量電灯）、低圧離島約款 19（臨時電灯）、低圧離島約款 20（公衆街路灯）、低圧離島約款 22（低圧電力）、低圧離島約款 24（臨時電力）または低圧離島約款 25（農事用電力）の場合

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (83,500 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表（燃料費調整）2 の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を上回り、かつ、125,300 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 83,500\text{円}) \times \frac{\text{別表(燃料費調整)2の基準単価}}{1,000}$$

(c) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 125,300 円を上回る場合
平均燃料価格は、125,300 円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (125,300\text{円} - 83,500\text{円}) \times \frac{\text{別表(燃料費調整)2の基準単価}}{1,000}$$

b a 以外の場合

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (83,500\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表(燃料費調整)2の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 83,500\text{円}) \times \frac{\text{別表(燃料費調整)2の基準単価}}{1,000}$$

(ρ) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、b、c および d の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2025年3月1日から 2025年5月31日までの期間	2025年7月の検針日から 2025年8月の検針日の前日までの期間
2025年4月1日から 2025年6月30日までの期間	2025年8月の検針日から 2025年9月の検針日の前日までの期間
2025年5月1日から 2025年7月31日までの期間	2025年9月の検針日から 2025年10月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、a にいう検針日は、応当日といたします。

c 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日

をお知らせしたときは、d の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a という検針日は、計量日といたします。

d 検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a という各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合

燃 料 費
調整単価 = 基準燃料費調整単価 + (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円の場合

燃 料 費
調整単価 = (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃 料 費
調整単価 = (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

(ニ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃 料 費
調整単価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

		2025年7月の検針日から 2025年8月の検針日の前 日までの期間および 2025年9月の検針日から 2025年10月の検針日の 前日までの期間	2025年8月の検針日から 2025年9月の検針日の前 日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯 につき	7円77銭	9円32銭
	10ワットをこえ20ワ ットまでの1灯につ き	15円54銭	18円64銭
	20ワットをこえ40ワ ットまでの1灯につ き	31円07銭	37円29銭
	40ワットをこえ60ワ ットまでの1灯につ き	46円61銭	55円93銭
	60ワットをこえ100 ワットまでの1灯に つき	77円68銭	93円22銭
	100ワットをこえる1 灯につき100ワット までごとに	77円68銭	93円22銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアま での1機器につき	23円20銭	27円84銭
	50ボルトアンペアを こえ100ボルトアン ペアまでの1機器に つき	46円40銭	55円68銭
	100ボルトアンペア をこえる1機器につ き100ボルトアンペ アまでごとに	46円40銭	55円68銭

(b) 臨時電灯A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、
1日につき次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から 2025年8月の検針日の前 日までの期間および 2025年9月の検針日から 2025年10月の検針日の 前日までの期間	2025年8月の検針日か ら2025年9月の検針日 の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペ アまでの場合	0円63銭	0円75銭
総容量が50ボルトアンペ アをこえ100ボルトアンペ アまでの場合	1円25銭	1円50銭
総容量が100ボルトアンペ アをこえ500ボルトアンペ アまでの場合100ボルトア ンペアまでごとに	1円25銭	1円50銭
総容量が500ボルトアンペ アをこえ1キロボルトアン ペアまでの場合	12円52銭	15円02銭
総容量が1キロボルトアン ペアをこえ3キロボルトア ンペアまでの場合1キロボ ルトアンペアまでごとに	12円52銭	15円02銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

	2025年7月の検針日から 2025年8月の検針日の前 日までの期間および 2025年9月の検針日から 2025年10月の検針日の 前日までの期間	2025年8月の検針日か ら2025年9月の検針日 の前日までの期間
契約電力1キロワット 1日につき	13円16銭	15円79銭

(d) 農事用電力B（育苗温床用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

	2025年7月の検針日から 2025年8月の検針日の前 日までの期間および 2025年9月の検針日から 2025年10月の検針日の 前日までの期間	2025年8月の検針日か ら2025年9月の検針日 の前日までの期間
契約電力1キロワット 1日につき	23円68銭	28円42銭

(e) 深夜電力A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から 2025年8月の検針日の前 日までの期間および 2025年9月の検針日から 2025年10月の検針日の 前日までの期間	2025年8月の検針日か ら2025年9月の検針日 の前日までの期間
1契約につき	200円00銭	240円00銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日か ら2025年8月の検針日 の前日までの期間およ び2025年9月の検針日 から2025年10月の検針 日の前日までの期間	2025年8月の検針日か ら2025年9月の検針日 の前日までの期間	
1キロワット 時につき	低圧で供給を 受ける場合	2円00銭	2円40銭
	高圧で供給を 受ける場合	1円00銭	1円20銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A，臨時電力，農事用電力Bおよび深夜電力A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整

単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	76銭5厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円52銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3円05銭9厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円58銭8厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	7円64銭7厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	7円64銭7厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円28銭5厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円56銭8厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	4円56銭8厘

ロ 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6銭2厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	12銭3厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	12銭3厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円23銭3厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円23銭3厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの

場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円29銭6厘
-----------------	---------

ニ 農事用電力B（育苗温床用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2円33銭2厘
-----------------	---------

ホ 深夜電力A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	19円69銭0厘
--------	----------

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	19銭7厘
	高圧で供給を受ける場合	19銭0厘

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表（燃料費調整）1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および別表（燃料費調整）1(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、2025年4月22日の石破内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、離島等供給約款に基づき算定される2025年8月分および2025年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき2.0円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.0円（消費税等相当額を含む）を、2025年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき2.4円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.2円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があると認め、承認を申請する次第であります。

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2025年8月分 および10月分	2025年9月分
		(a)	(b)
1 キロワット時 につき	低圧で供給を受ける場合	2 円 00 銭	2 円 40 銭
	高圧で供給を受ける場合	1 円 00 銭	1 円 20 銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	2025年8月分 および10月分 (※2)	2025年9月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 および公衆街路灯 A	電灯	10W まで	1 灯 ・ 1 月	3.884	7 円 77 銭	9 円 32 銭
		10W をこえ 20W まで		7.768	15 円 54 銭	18 円 64 銭
		20W をこえ 40W まで		15.536	31 円 07 銭	37 円 29 銭
		40W をこえ 60W まで		23.304	46 円 61 銭	55 円 93 銭
		60W をこえ 100W まで		38.840	77 円 68 銭	93 円 22 銭
		100W をこえ 100W までごとに		38.840	77 円 68 銭	93 円 22 銭
	小型 機器	50VA まで	1 機 器 ・ 1 月	11.601	23 円 20 銭	27 円 84 銭
		50VA をこえ 100VA まで		23.202	46 円 40 銭	55 円 68 銭
		100VA をこえ 100VA までごとに		23.202	46 円 40 銭	55 円 68 銭
臨時電灯 A	総容 量	50VA まで	1 日	0.313	0 円 63 銭	0 円 75 銭
		50VA をこえ 100VA まで		0.626	1 円 25 銭	1 円 50 銭
		100VA をこえ 500VA まで 100VA までごとに		0.626	1 円 25 銭	1 円 50 銭
		500VA をこえ 1kVA まで		6.260	12 円 52 銭	15 円 02 銭
		1kVA をこえ 3kVA まで 1kVA までご とに		6.260	12 円 52 銭	15 円 02 銭
臨時電力	1kW につき	1 日	6.579	13 円 16 銭	15 円 79 銭	
農事用電力 B (育苗温床用 電力)	1kW につき	1 日	11.842	23 円 68 銭	28 円 42 銭	
深夜電力 A	1 契約	1 月	100.000	200 円 00 銭	240 円 00 銭	

- ※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。
具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。
- ※2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

以 上